



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	15件
○死者数	1人
○傷者数	16人
2009年4月30日現在		

「町民一人ひとりが交通マナーを守り
交通事故のない社会を目指しましょう。」

道路交通法の一部が改正されました (平成21年6月1日施行)

- 飲酒運転など悪質・危険な違反の点数が大幅アップし、前歴や累積点なしでも一発取消しに！ (道路交通法施行令：別表第2関係)
- 免許取り消し後の欠格期間が大幅に延長され、最長10年間、免許を受けることが不可能に！ (道路交通法施行令：第33条の2、第33条の4、第38条、第40条、別表第2、別表第3関係)
※ (「欠格期間」とは取消しを受けた後、免許試験を受けることができるようになるまでの期間)
- 75歳以上の免許更新者等に対する「講習予備検査」がスタートします。
(道路交通法施行令：第101条の4第3項)

☆自転車の児童・生徒への指導事項

- 二人乗りの禁止。
- 交差点では左右の安全を確認、特に右左折する車に注意
- 「止まれ」の標識では、止まって安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 自動車には内輪差あることに注意
- 横断歩道は、自転車を押して通行



4月30日
交通安全教室 (厚賀小学校)

☆歩行者事故を防止するために

- 交差点やその付近では、横断する歩行者がいなかよく確認する。
- 減速、停止した車の陰に、歩行者を予測する。
- コンビニやスーパーなど、歩行者等の横断が多い場所では、車道への飛び出しに注意する。
- 右折する時は、対向車に注意するとともに、横断歩行者にも十分注意する。



5月1日
交通安全教室 (門別小学校)

☆みんなで根絶、飲酒運転！

《ドライバーに酒をすすめない！ 酒を飲んだら運転させない！》

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日
交通死亡事故抑止5大対策キャンペーン

1. 交差点事故防止
2. 高齢者事故防止
3. 飲酒運転根絶
4. シートベルト着用の向上
5. スピードダウン

◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

＜昼間点灯効果＞

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ



「国民年金保険料の免除制度について」

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

国民年金の保険料は月額14,660円（平成21年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除または一部納付（一部免除）制度があります。

● 保険料の免除制度は、

- ・「全額免除制度」 → 全額が免除
- ・「半額納付制度」 → 2分の1を納付（残りの2分の1が免除）
- ・「4分の1納付制度」 → 4分の1を納付（残りの4分の3が免除）
- ・「4分の3納付制度」 → 4分の3を納付（残りの4分の1が免除）

全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額（平成21年度）は、次のとおりです。

- ・ 4分の1納付 → 3,670円
- ・ 2分の1納付 → 7,330円
- ・ 4分の3納付 → 11,000円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか、納付が猶予される制度として、以下のものがあります。

- ・「若年者納付猶予制度」 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・「学生納付特例制度」 → 学生の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）

免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができ、通常期間に納付したのと同じ扱いになります。

この場合、3年目以降から、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

未納期間については、免除期間と違って、2年前までしかさかのぼって保険料を納められません。

<お問い合わせ先>

日高町役場 住民課

TEL 01456-2-6182

日高総合支所 住民生活課

TEL 01457-6-3173

苫小牧社会保険事務所

TEL 0144-36-6135

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165